

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第11.5号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第1条中「金銭登録機」の右に「(これと同等の機能を有する装置を含む。以下同じ。)」を加える。

第2条に次の1号を加える。

(18) 総合支援学校の実習において生産し、若しくは製作した物品の売払代金又は提供した役務の対価 総合支援学校又は総合支援学校長が会計管理者に届け出た場所

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会計室)